



安全就業ニュース



すべての災害は防ぐことができる

冬の入浴事故に注意!!

これまで入浴中の事故は、暖かい部屋から寒い脱衣所へ移動した時に血圧の急激な変化により心筋梗塞を引き起こす「ヒートショック」が主な要因と考えられてきました。しかし、近年の調査で大半は「**熱中症**」※であることが明らかになってきました。

※「**熱中症**」とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。

入浴中の事故は、入浴習慣の見直しで防ぐことができるため、いつもの入浴方法を見直し、日ごろから注意することが大切です!!

① 体温上昇を抑える入浴方法

- ・お湯の温度は **41度以下**
- ・入浴時間は、**10分以内**
- ・半身浴にする
- ・浴室の換気をする



お湯の温度、時間を測ることを習慣に!



② 声かけ入浴 (意識障害の早期発見)

家族と同居している場合は、入浴前にひと声かける

脱衣所・浴室で発生した救急事案のうち、65歳以上の方が占める割合が**78%**。

65歳以上の方は特に注意が必要です!!



入浴中の事故を防ぐ6箇条

- ①入浴前に脱衣所や浴室を暖めておきましょう。
- ②お湯は41度以下で、10分以内を目安に、長湯をしないよう気をつけましょう。
- ③浴槽から出る時はゆっくり立ち上がりましょう。
- ④浴室内に手すりを設置しましょう。
- ⑤食事直後・飲酒後・医薬品服用後の入浴は控えましょう。
- ⑥同居する家族がいる場合はひと声かけてから入浴しましょう。

脱衣所・浴室で発生した救急事案は**12月~2月**に多発しています。

冬場は特に注意が必要です!!



出典:  鳥取県



お客様から、お礼の声が多く寄せられています。そのうち1件ご紹介いたします。就業先:愛知県にお住まいのお客様より「南公園墓地のお墓掃除を丁寧にさせていただき、とても感謝しております。」とお礼の連絡をいただきました。

発行 : 公益社団法人米子広域シルバー人材センター 業務時間 : 8:30~17:15
〒683-0811 米子市錦町1丁目110 ※土日祝日は休みです

電話 0859-32-2633 FAX 0859-32-5823 E-mail yonago@sjc.ne.jp

緊急連絡先 070-5678-0253 ※急を要さない就業に関する相談、トラブル等については、平日に連絡をお願いします。

ホームページ <https://yonago-sjc.net/> フェイスブック <https://www.facebook.com/yonagosc>



ホームページ

安全はすべてに優先する

～ 安全就業の心得 みんなで守ろう10箇条 ～

- ①日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。(年に1回は健康診断を)
- ②仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。
- ③服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥加齢による身体の機能低下を十分認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦仕事をするときは急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨共同で仕事をするときは、合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

⚠ 就業上の注意事項について

～発注者からのクレーム、トラブルを防ぐために～



1. 発注者との事前の打ち合わせは必ず行ってください
「作業日時」「作業時間」など、丁寧な説明を心がけてください。
2. 就業報告書は正しく記入し、早めに提出をお願いします。
※白紙の就業報告書に押印を求める行為は、絶対にしないでください

センターが受注処理していない仕事が終了し、就業報告書の提出がなされた場合は、「無届就業」であり、センターが受注し会員に提供した仕事に該当しません。
このことは、明確な「センター就業規約」違反であり、最終的には、定款に基づき処分の対象となるような重大な規律違反です。

また、センターが受付をしていない「無届就業」についての事故やトラブルは、センターの評判を下げるだけでなく、対応についても各会員の自己責任で解決していただくこととなります。また、シルバー保険も適用されませんので、厳に慎んでください。

発注者から直接仕事を依頼された場合は、必ずセンター事務局に連絡をするか、発注者から直接事務局へ申込みをするよう説明してください。



【お願い】 お客様宅で直接、現金の授受を行わないでください

※ちよっこしおたすけサービス(旧ワンコインサービス)と
障子・襖・網戸は対象外です。

先日、会員がお客様宅で作業後に、現金を直接受領してしまったことがありました。
トラブルの原因となりますので、絶対に行わないでください。
また、私製の領収証を渡すことも行わないでください。

【想定されるトラブル】

- ・請求書を発行する前に現金授受が行われた。
→本来の請求額と異なる可能性もあり、差額支払いを拒まれてしまいかねない。
- ・お客様からいくら受領したのか客観的な事実が残らない。
→その場で領収証が発行できず、後日トラブルとなりかねない。

安全はすべてに優先する・・・声かけを行うなど周囲の状況を確認しながら作業を行ってください

- ◎仕事をするときは急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう
- ◎共同で仕事をするときは、合図・連絡を正確に行いましょう

※事故が発生した場合、すみやかに事務局に電話連絡してください(☎ 0859-32-2633)

一刻を争う場合は、迷わず「119番通報」して救急車を呼んでください

